

氷見市社会福祉協議会 介護保険サービス報酬一覧表（令和4年10月～）

※介護職員処遇改善加算は支給限度額管理の対象外の算定項目となります。

①訪問介護（介護予防訪問介護）

- ・ 特定事業所加算 なし
- ・ 20分未満の身体介護の体制 なし
- ・ サービス提供責任者体制 減算なし

	時間	時間			初回加算	介護職員処遇改善加算 I	介護職員特定処遇改善加算 II	ベースアップ等支援加算	その他
		8:00～18:00	6:00～8:00 18:00～22:00	22:00～6:00					
身体介護	30分未満	250	312	375	200	介護保険請求額の13.7%	介護保険請求額の4.2%	介護保険請求額の2.4%	
	1時間未満	396	495	594					
	1時間以上	579	274	869					
	30分増すごと	84	105	126					
	緊急時加算1回	100	100	100					
生活援助	20分以上	183	229	275					
	45分以上	225	281	338					
身体介護に引き続き生活援助を行う場合加算	20分以上	67	84	101					
	45分以上	134	168	201					
	70分以上	201	251	302					
通院等乗降介助	1回につき	99	124	149					

※乗車距離の運賃加算

氷見市介護予防・日常生活支援総合事業

事業種別	類型	対象者	頻度	単位	介護職員処遇改善加算 I	介護職員特定処遇改善加算 II	ベースアップ等支援加算
介護予防訪問介護相当サービス	訪問型サービスⅠ	要支援1・2	週1回程度	1176/M	介護保険請求額の13.7%	介護保険請求額の4.2%	介護保険請求額の2.4%
	訪問型サービスⅡ	要支援1・2	週2回程度	2349/M			
	訪問型サービスⅢ	要支援2	週2回を超える程度	3727/M			
	訪問型サービスⅣ	要支援1・2	1か月中3回まで(Ⅰ)	268/回			
	訪問型サービスⅤ	要支援1・2	1か月中7回まで(Ⅱ)	272/回			
	訪問型サービスⅥ	要支援2	1か月中11回まで(Ⅲ)	287/回			
訪問型サービスA	訪問Ⅳ	要支援1	週1回まで	262単位/回			
	訪問Ⅰ		1か月に5回利用	1125単位/M			
	訪問Ⅴ	要支援2	週2回まで	262単位/回			
	訪問Ⅱ		1か月に9回以上の利用	2336単位/M			

障害者ホームヘルプサービス

	時間	時間			初回加算	福祉・介護職員処遇改善加算 I	福祉・介護職員特定処遇改善加算 II	ベースアップ等支援加算	その他				
		8:00～18:00	6:00～8:00 18:00～22:00	22:00～6:00									
身体介護	30分未満	255	319	383	200	福祉・介護保険請求額の27.4%	福祉・介護保険請求額の5.5%	福祉・介護保険請求額の4.5%					
	1時間未満	402	503	603									
	1時間以上	584	730	876									
	30分増すごと	83	103	124									
	緊急時加算1回	100	100	100									
家事援助	30分未満	105	131	158									
	30分以上45分未満	152	190	228									
	45分以上1時間未満	196	245	294									
通院等乗降介助	1回につき	101	126	152									
同行援護	30分未満	190	238	285									
	30分以上1時間未満	300	375	450									
	1H以上1H30分未満	433	541	650									

※乗車距離の運賃加算

※以降30分増すごとに65単位追加

③寿養荘通所介護

地域密着型通所介護

(基本のサービス提供時間は7～8時間です。その他の短時間利用をご希望の方は、今一度ご相談ください)

(1日当たりの単位)

介護度	利用時間			入浴介助加算Ⅰ	サービス提供体制強化加算Ⅲ	通所介護同一建物減算(ひみサンテ入居の方)	介護職員処遇改善加算Ⅰ	介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ	ベースアップ等支援加算
	5～6H	6～7H	7～8H						
要介護1	655	676	750	40	6	-94	介護保険請求額の5.9%	介護保険請求額の1.0%	介護保険請求額の1.1%
要介護2	773	798	887						
要介護3	893	922	1028						
要介護4	1010	1045	1168						
要介護5	1130	1168	1308						

氷見市介護予防・日常生活支援総合事業

(1か月あたりの単位)

介護度	介護予防通所介護相当サービス	運動器機能向上加算	サービス提供体制強化加算Ⅲ	通所介護同一建物減算(ひみサンテ入居の方)	介護職員処遇改善加算Ⅰ	介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ	ベースアップ等支援加算
要支援1	1672(月4回以上 月あたり)	225	24	-376	介護保険請求額の5.9%	介護保険請求額の1.0%	介護保険請求額の1.1%
	384(月3回まで 1回あたり)						
要支援2	3428(月8回以上 月あたり)		48	-752			
	395(月7回まで 1回あたり)						
介護度	通所型サービスA		サービス提供体制強化加算Ⅲ	通所介護同一建物減算(ひみサンテ入居の方)	介護職員処遇改善加算Ⅰ	介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ	ベースアップ等支援加算
要支援1	1573(月5回以上 月あたり)	225	22	-282	介護保険請求額の5.9%	介護保険請求額の1.0%	介護保険請求額の1.1%
	313(月4回まで 1回あたり)						
要支援2	2989(月9回以上 月あたり)		43	-549			
	313(月8回まで 1回あたり)						

※ひみサンテ入居の方は、利用者の住居と同一建物に対する減算が適応となります。

食事代 600円

通所型サービスA 滞在料 1,200円

④我家通所介護

地域密着型通所介護

(基本のサービス提供時間は7～8時間です。その他の短時間利用をご希望の方は、今一度ご相談ください)

(1日当たりの単位)

介護度	利用時間			入浴介助加算 I	サービス提供 体制強化加算 III	中重度ケア体制加 算	介護職員処遇改善 加算 I	介護職員等特定 処遇改善加算 II	ベースアップ等 支 援加算
	5～6H	6～7H	7～8H						
要介護1	655	676	750	40	6	45/日	介護保険請求額の 5.9%	介護保険請求額の 1.0%	介護保険請求額の 1.1%
要介護2	773	798	887						
要介護3	893	922	1028						
要介護4	1010	1045	1168						
要介護5	1130	1168	1308						

氷見市介護予防・日常生活支援総合事業

(1か月あたりの単位)

介護度	介護予防通所介護相当サービス	運動器機能向上 加算	サービス提供 体制強化加算 III	介護職員処遇改善加算 I	介護職員等特定処遇改 善加算 II	ベースアップ等 支 援加算
要支援1	1672(月4回以上 月あたり)	225	24	介護保険請求額の 5.9%	介護保険請求額の 1.0%	介護保険請求額の 1.1%
	384(月3回まで 1回あたり)					
要支援2	3428(月8回以上 月あたり)		48			
	395(月7回まで 1回あたり)					
介護度	通所型サービスA		サービス提供 体制強化加算 III	介護職員処遇改善加算 I	介護職員等特定処遇改 善加算 II	ベースアップ等 支 援加算
要支援1	1573(月5回以上 月あたり)	225	22	介護保険請求額の 5.9%	介護保険請求額の 1.0%	介護保険請求額の 1.1%
	313(月4回まで 1回あたり)					
要支援2	2989(月9回以上 月あたり)		43			
	313(月8回まで 1回あたり)					

食事代 600円

通所型サービスA 滞在料 1,200円